

平成26年度

# 幼稚園児を募集します

～ 満3歳から  
入園できます ～



私立幼稚園では、土曜日、長期休業日も園児をお預かりしていますので、共働きの家庭も安心してお子さんを預けることができます。

預かり保育や給食のことなど、詳しくは次の幼稚園へお問い合わせください。

## 問い合わせ先（十和田市私立幼稚園協会）

- ▶ 学校法人東北カトリック学園  
十和田カトリック幼稚園 ☎②32518
- ▶ 学校法人吉田学園十和田みなみ幼稚園  
☎②33797
- ▶ 学校法人さつき学園認定こども園  
さつき幼稚園 ☎②1636
- ▶ 学校法人青森山田学園北園幼稚園  
☎②1871



## ◆ 私立幼稚園就園奨励費のお知らせ ◆

市では、幼稚園に通っているお子さんのいる世帯を対象に、所得に応じて入園料・保育料の一部を補助する事業を実施しています。詳しくはお問い合わせください。

問教育総務課学務係 ☎②2305

あなたの街の

## 法律相談



～第10回～

市民の皆さんの身近な事柄を取り上げ、法律の面から弁護士が解説します。今回は「**整理解雇・予告手当**」についてです。

問まちづくり支援課 ☎⑤16777

**Q** 私は、10日前に会社の上司に呼ばれ「会社の業績が良くないから今日付けで会社を辞めてくれ」と、言われました。私としては、急に辞めろと言われても次の仕事の当てもなく困っています。本当に辞めなければならぬのでしょうか。

**A** 業績不振を理由として会社が従業員を整理解雇するためには、一般的に「①人員削減の必要性」、「②整理解雇をする必要性」、「③人選の妥当性」、「④手続きの妥当性」が必要と言われています。

**Q** 具体的にはどういったことでしょうか。

**A** 例えば「①人員削減の必要性」は、会社が経営危機に陥っていて早急に人員削減しないと会社全体が破綻しかねないような危機的状況、といったことが考えられます。

「②整理解雇をする必要性」は、経営が苦しくなったときにまずは希望退職を募る、役員報酬や賃金をカットするなど、いきなり従業員を解雇するのではなくその会社の実情に応じてできる限りの努力をしたか、といったことが問題となります。

「③人選の妥当性」は、解雇される人を選ぶ際に具体的な運用基準を設定して客観的に評価しているか、といった判断が求められます。「④手続きの妥当性」は、整理解雇について労働組合や従業員に十分な説明を行ったか、労働組合や従業員と誠実に協議をしたか、といったことが重要となります。

**Q** 私が会社の言うとおり整理解雇されるとしたら給料は今日までの分しかもらえないのでしょうか。

**A** 会社が従業員を解雇する場合には原則として少なくとも30日前に予告するか30日分以上の予告手当を支払わなければなりません。なお、予告日数については1日につき平均賃金を支払った場合にはその日数を短縮することができます。今回のケースは10日前の予告なので会社に対して20日分の解雇予告手当を請求できます。

（文責・弁護士 橋本 明広）

十和田ひまわり基金法律事務所  
☎②5162